**南部クリーンセンターリサイクル選別業務委託契約書**

足利市（以下「甲」という。）と株式会社○○○○（以下「乙」という。）とは、南部クリーンセンターリサイクル選別業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託）

第１条　甲は、南部クリーンセンターリサイクル選別業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第２条　この契約による委託期間は、令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までとする。

（委託料）

第３条　前条の委託期間に係る委託料の総額は、金○○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○，○○○円）とする。

ただし、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和３年度　○○，○○○，○○○円

令和４年度　○○，○○○，○○○円

令和５年度　○○，○○○，○○○円

令和６年度　○○，○○○，○○○円

令和７年度　○○，○○○，○○○円

２　前項に規定する委託料の額は、当該年度の４月１日から翌年３月３１日までの期間に応じた額とする。

３　前条の委託期間において、消費税及び地方消費税の税率の改正があった場合は、甲乙協議の上、委託料を変更することができる。

（契約保証金）

第４条　甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、委託業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（委託業務の処理方法）

第７条　乙は、この契約書に定めるもののほか、南部クリーンセンターリサイクル選別業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）、ビン類の選別作業手順及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

（委託業務の実施場所）

第８条　委託業務の実施場所は、南部クリーンセンター内のリサイクルセンターとする。

（施設等の使用）

第９条　乙は、この委託の履行に必要な甲の作業場所等を甲の指示に従い、無償で使用できるものとする。なお、施設等の使用に当たって、乙は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（業務遂行上の責任者）

第１０条　乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う作業責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

２　作業責任者は、業務従事者についてその服装、言動及び態度に十分注意するとともに、市民に不快の念を与えないよう常に指導しなければならない。

（指示及び監督）

第１１条　乙は、委託業務の履行に当たり、甲の総括責任者と協議の上、業務を遂行するものとする。

（経済変動に基づく契約内容の変更）

第１２条　委託期間内に、日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議の上、委託料又は委託業務内容を変更することができる。

（履行不能の場合の処置）

第１３条　乙は、天災その他乙の責めによらない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

（一般的損害）

第１４条　委託業務を行うにつき生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（委託業務処理状況の報告及び検査）

第１５条　乙は、各月ごとの委託業務完了後、仕様書に基づき作業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

２　甲は、乙から前項の作業報告書の提出を受けたときは、その日から７日以内に作業報告書の内容を検査しなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第１６条　乙は、前条の検査に合格したときは、甲に委託料の支払を請求することができる。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受けた日から３０日以内に委託料を支払わなければならない。

３　甲が乙に対して支払う委託料は、当該年度の委託料を１２で除して得た額を毎月支払うものとする。この場合において、各月の委託料は、１，０００円未満の額を切り捨てるものとし、当該切り捨てた額の合計額は、年度の最終支払月の委託料に加算するものとする。

４　甲は、乙が第７条の委託業務の処理方法に基づき実施する委託業務について、正当な理由なく、完全に行っていないと認めるときは、乙に支払うべき委託料の一部を減額することができる。

（秘密の保持）

第１７条　甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た相手側固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　乙は、甲が所有するデータ等を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

３　乙は、甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（業務の調査）

第１８条　甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務の実施状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

２　甲は、前項の調査又は報告により必要と認めたときは、委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができる。

（事故報告）

第１９条　乙は、この業務委託の履行に関し事故等を生じた場合は、ただちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

（甲の任意解除権）

第２０条　甲は、委託業務が完了するまでの間は、次条又は第２２条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第２１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に委託業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 業務責任者を配置しなかったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第２２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(6) 第２４条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２３条　第２１条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第２４条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２５条　前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、契約の解除をすることができない。

（予算削減に係る契約の解除等）

第２６条　甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料について減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除することができる。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、乙は、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。

（解除に伴う措置）

第２７条　乙は、この契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有又は管理する物件があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、履行場所等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

２　前項の場合において、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

３　第１項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第２１条又は第２２条の規定によるときは甲が定め、第２０条、第２４条又は第２６条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第１項後段又は第２項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（甲の損害賠償請求等）

第２８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

　(1) 第２１条又は第２２条の規定により委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

　(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として項の指定する期間内に支払わなければならない。

　(1) 第２１条又は第２２条の規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

　(2) 委託業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

　(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定より選任された破産管財人

　(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

　(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する

場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責め

に帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用

しない。

（乙の損害賠償請求等）

第２９条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

　(1) 第２４条又は第２６条の規定によりこの契約が解除されたとき。

　(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（変更の届出）

第３０条　乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について変更が生じたときは、ただちに書面によって、甲に届出なければならない。

２　前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

（契約の費用）

第３１条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（委託業務の引継ぎ）

第３２条　乙は、委託期間の満了又は第２１条各号若しくは第２２条各号の規定による契約の解除により、他の委託業者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力しなければならない。

（裁判管轄）

第３３条　この契約について訴訟等を行う場合は、足利市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（信義則）

第３４条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第３５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３(2021)年　　月　　日

甲　　足利市本城三丁目２１４５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　足利市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市　長　　和　泉　　　聡

乙　　足利市